

貞明皇后蚕糸記念科学技術研究助成規程

第1条 貞明皇后蚕糸記念事業規程第5条第1項第2号の規程に基づき、蚕糸絹に関する科学技術の研究及び発明並びにその応用を助長し、斯業の改良発達に寄与することを目的とし、この規程の定めにより当該研究または発明考案に従事する者（以下「研究者」という）に対し、研究業務に必要な経費を助成（以下「研究助成」という）するものとする。

（研究助成の範囲）

第2条 研究助成は、新規の計画により研究を実施し、または既に同研究に着手し現に実施中のものであって向こう1年以内に完結予定のものとする。但し、予め研究計画により2カ年以上に亘り継続実施につき、会頭の承認を経たものはこの限りでない。

（助成の方法）

第3条 研究助成は、研究者の申請により、別に定める蚕糸褒賞等選考委員会の審査を経て採択された者または本会が研究者を指定し事項を定めて研究を委託した者（以下「委託研究者」という）に対し、毎年度予算の範囲内に置いて研究経費の全額またはその一部を交付するものとする。

（申請手続）

第4条 研究助成の申請は、研究者において特定の研究課題により、研究目的、研究計画、研究方法、成果目標並びに研究場所及び施設整備大要、着手及び完結予定日を記載した書面に所要経費収支予算書及び履歴書（研究歴記載）を添えて、毎年1月末日までに会頭に提出するものとする。

（実施の引受）

第5条 研究助成は、第3条の事項を決定したときは、その都度研究者に対し、助成要件及び交付金額を明示し、これを通知し第4条に定める各項目につき実施引受を証する書面の提出を求めるものとする。

（研究成績報告）

第6条 研究者は、研究助成の要件並びに実施引受事項を誠実に実施し、その完結後研究の経過及び成績を遅滞なく会頭に報告するものとする。

（交付金の前渡及び精算）

第7条 研究者が研究の実施を引受け当該業務に着手したときは、その請求により、予め

交付金の一部または全額を前渡しすることができる。この場合は研究の完結後においてこれを精算するものとする。

(交付金の渡切り及び返還)

第8条 研究助成の交付金は渡切りとする。但し、研究者が研究を中止し、または第6条に定める研究成績の報告書を提出しないときは、その実情に応じ、既に交付した金額の一部若しくは、全額を返還させるものとする。

(研究成果の帰属及び処理)

第9条 研究助成により実施した研究の成果は、研究実施者に帰属する。但し、本会が必要とするときは研究者の同意を経てこれを公表し、または成果につき実施試験その他適当な処理を行うことができる。

附 則

この規程は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月27日から施行する。